料金減免・支援制度のご案内（2019年4月～）

2025年4月版

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

特許・国際出願（PCT）

中小企業等の皆様が納付いただく特許・PCTの料金について
証明書類不要の簡単な手続で、減免※1申請できます。

特許・PCTの減免制度の対象者及び軽減率

（審査請求料・特許料は審査請求日が2019年4月1日以降の案件、PCT出願にかかる手数料は出願日が2024年1月1日以降の案件の場合）

対象者※2（詳細は中面）	審査請求料、特許料（第1年分から第10年分まで）	PCT出願に係る手数料
中小企業・研究開発型中小企業・大学・試験研究機関等	1/2に軽減	
小規模企業・中小スタートアップ企業	1/3に軽減	
福島関連中小企業	1/4に軽減	
生活保護受給者・市町村民税非課税者	免除または1/2に軽減	-
所得税非課税者、法人税非課税中小企業	1/2に軽減	-

※1　PCTについては、軽減・支援措置を実施。
※2　「企業」には、個人事業主も含まれます。
※3　減免制度の改正（令和6年4月1日施行）により、特許出願の審査請求料の減免制度について、一部件数制限が設けられています。
詳細は下記二次元コードより、「審査請求料の減免制度の改正（令和6年4月1日施行）に関するお知らせ」をご確認ください。

実用新案

一定の要件を満たす個人（生活保護受給者等）を対象に、実用新案の技術評価の請求手数料、登録料（第1～3年分）について、減免・猶予措置を申請できます。
詳細については、P.5をご覧ください。

地域団体商標

地域団体商標の出願料・登録料・更新料について、以下の軽減措置を申請できます。
詳細については、P.7をご覧ください。

・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく手数料等の軽減
（廃止前の中小企業地域資源活用促進法に基づく軽減措置を含む。）
・福島復興再生特別措置法に基づく手数料等の軽減
・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律に基づく手数料等の軽減
※地域団体商標として登録を受けるためには、「地域の名称」と「商品（サービス）名」等の組み合わせからなることが必要です。

詳細は特許庁ホームページでも確認できます。

特許・実用新案・PCT

（特許料等の減免制度）　（手続に関するQ&A）

地域団体商標

（減免制度について）

料金減免制度に関するご質問・ご相談は

特許庁 総務部 総務課 調整班
03-3581-1101　内線2105
PA0260@jpo.go.jp

中小企業

要件１　①以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

	業種	従業員数	資本金額 又は出資総額
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種 （ロからトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下	3億円以下
ロ	卸売業	100人以下	1億円以下
ハ	サービス業 （ヘ及びトに掲げる業種を除く。）	100人以下	5,000万円以下
ニ	小売業	50人以下	5,000万円以下
ホ	ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下	3億円以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
ト	旅館業	200人以下	5,000万円以下

または

②以下のいずれかに該当するもの

- 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会
- 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会※1
- 特定非営利活動法人※2

要件２　大企業（ **要件１** を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこと※3

措置内容

＜国内出願＞

出願審査請求料　：**1/2**に軽減

特許料（1~10年）　：**1/2**に軽減

＜PCT国際出願＞　※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料　：**1/2**に軽減

予備審査手数料　：**1/2**に軽減

国際出願手数料　：**1/2**に軽減（1/2を特許庁が負担）

取扱手数料　：**1/2**に軽減（1/2を特許庁が負担）

※1　酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるものに限ります。

※2　特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業に属する事業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については100人）以下のものに限ります。

※3　大企業（**要件１**を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次のア．及びイ．に該当していることを指します。

- ア．単独の大企業（**要件１**を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
- イ．複数の大企業（**要件１**を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

研究開発に力を入れている中小企業

要件１　**中小企業** の **要件１** を満たしていること

要件２　以下の①～③のいずれかに該当するもの

①試験研究費等比率が収入金額の3%超

または

②以下のいずれかの事業等の成果に関する特許発明又は発明
（計画・事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたもの）
- SBIR制度の指定補助金等交付事業
- 承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業
- 廃止前の認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業（※）
- 廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画における特定研究開発等（※）

または

③以下のいずれかの計画に従って承継した特許権又は特許を受ける権利に関する特許発明又は発明
- 承認経営革新計画
- 廃止前の認定異分野連携新事業分野開拓計画（※）
- 廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画（※）

措置内容

＜国内出願＞

出願審査請求料	：1/2に軽減
特許料（1~10年）	：1/2に軽減

＜PCT国際出願＞　※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料	：1/2に軽減
予備審査手数料	：1/2に軽減
国際出願手数料	：1/2に軽減（1/2を特許庁が負担）
取扱手数料	：1/2に軽減（1/2を特許庁が負担）

※「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）」が令和2年10月1日に施行されたことに伴い、異分野連携新事業分野開拓計画及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画は経営革新計画に統合され廃止されました。なお、施行日（令和2年10月1日）時点で上記要件に該当する場合、施行日以降も引き続き、審査請求料、特許料（1～10年分）及びPCT国際出願に係る手数料の軽減措置を受けることができます。

小規模企業

要件１　従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の法人であること

要件２　大企業（ 中小企業 の 要件１ を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこと※1

措置内容

＜国内出願＞

出願審査請求料　：1/3に軽減

特許料（1~10年）：1/3に軽減

＜PCT国際出願＞　※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料･調査手数料　：1/3に軽減

予備審査手数料　：1/3に軽減

国際出願手数料　：1/3に軽減（2/3を特許庁が負担）

取扱手数料　：1/3に軽減（2/3を特許庁が負担）

※1　大企業（ 中小企業 の 要件１ を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこととは、次のア．及びイ．に該当していることを指します。
ア．単独の大企業（ 中小企業 の 要件１ を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
イ．複数の大企業（ 中小企業 の 要件１ を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

中小スタートアップ企業

要件１　設立後10年を経過しておらず資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること

要件２　大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと※1

措置内容

＜国内出願＞

出願審査請求料　：1/3に軽減

特許料（1~10年）：1/3に軽減

＜PCT国際出願＞　※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料･調査手数料　：1/3に軽減

予備審査手数料　：1/3に軽減

国際出願手数料　：1/3に軽減（2/3を特許庁が負担）

取扱手数料　：1/3に軽減（2/3を特許庁が負担）

※1　大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこととは、次のア．及びイ．に該当していることを指します。
ア．単独の大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
イ．複数の大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

福島関連中小企業

要件１　**中小企業** の **要件１** を満たしていること

要件２　その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第86条に規定する認定福島復興再生計画に基づき同法第7条第6項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の15市町村）において行う事業の成果に係るものであること

要件３　認定福島復興再生計画の期間の終了の日（2026年3月31日）から起算して2年以内に出願されたもの

措置内容

＜国内出願＞

出願審査請求料　：1/4に軽減

特許料（1~10年）　：1/4に軽減

＜PCT国際出願＞　※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料･調査手数料　：1/4に軽減

予備審査手数料　：1/4に軽減

国際出願手数料　：1/4に軽減（3/4を特許庁が負担）

取扱手数料　：1/4に軽減（3/4を特許庁が負担）

※この他、地域団体商標登録出願に係る出願手数料・設定登録料・更新登録料の軽減措置もございます。
詳細はP.7をご覧ください。

法人税非課税中小企業

要件１　資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること

要件２　法人税が課されていないこと

要件３　他の法人に支配されていないこと※1

措置内容

＜国内出願＞

出願審査請求料　：1/2に軽減

特許料（1~10年）　：1/2に軽減

＜PCT国際出願＞

対象外

※1　他の法人に支配されていないこととは、次のア．及びイ．に該当していることを指します。
ア．申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
イ．申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

個人事業主

要件　以下I. ～V. のいずれかに該当していること

I. **中小企業** の **要件１** の従業員数を満たしている個人事業主
II. 従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の個人事業主
III. 事業開始後10年を経過していない個人事業主
IV. 事業税が課されていない個人事業主
V. 上記I. を満たし、かつ、**福島関連中小企業** の **要件2** 、**要件3** を満たす個人事業主

措置内容　上記I.～V.に応じて、それぞれ以下の措置が受けられます。

I. 全て**1/2**に軽減（**中小企業** の措置内容と同一）
II. 全て**1/3**に軽減（**小規模企業** の措置内容と同一）
III. 全て**1/3**に軽減（**中小スタートアップ企業** の措置内容と同一）
IV. 国内出願のみ**1/2**に軽減（**法人税非課税中小企業** の措置内容と同一）
V. 全て**1/4**に軽減（**福島関連中小企業** の措置内容と同一）

個人

以下I. ～Ⅲ. のいずれかに該当していること

措置内容 / 要件		特許			実用新案※		PCT
		出願審査請求料	特許料(1~3年)	特許料(4~10年)	技術評価の請求手数料	登録料(1~3年)	対象外
Ⅰ.	生活保護を受けている者	免除	免除	1/2に軽減	免除	免除	-
Ⅱ.	市町村民税非課税者	免除	免除	1/2に軽減	免除	免除	-
Ⅲ.	所得税非課税者	1/2に軽減	1/2に軽減	1/2に軽減	1/2に軽減	3年間猶予	-

※実用新案に係る減免・猶予措置は、考案者本人又は相続人が出願人又は実用新案権者となっている場合のみに適用されます。

実用新案の減免・猶予申請方法

減免･猶予を受ける手続と同時に、減免申請書と証明書類の提出が必要です。

実用新案登録願（第１～３年分）＋ 実用新案登録料減免申請書
実用新案技術評価請求書 ＋ 実用新案技術評価請求料減免申請書
＋ 証明書類（写しも可）
申請日に取得し得る最新の書類

各書面の記載方法や証明書類など、申請方法の詳細はこちら
（特許庁ホームページ）

試験研究機関等

要件　以下のいずれかに該当するもの

大学等研究者※1	大学等※2	承認TLO※3	独立行政法人等※4
試験独法関連TLO※5	公設試験研究機関を設置する者※6	試験研究地方独立行政法人※7	

※1　大学・高等専門学校の学長、教授、講師または専ら研究に従事する職員等
※2　大学若しくは高等専門学校を設置する者または大学共同利用機関法人
※3　TLO法第4条第1項の承認を受けた実施計画に係る同法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業を実施する者
※4　独立行政法人等のうち試験研究に関する業務を行うものであって、特許法施行令の別表に掲げるもの
※5　上記独立行政法人等の研究成果に係る特許権等を移転する事業を行う者
※6　公設試験研究機関を有する地方公共団体
※7　地方独立行政法人のうち試験研究に関する業務を行う者

措置内容

＜国内出願＞

出願審査請求料　：**1/2**に軽減

特許料（1~10年）　：**1/2**に軽減

＜PCT国際出願＞ ※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料　：**1/2**に軽減

予備審査手数料　：**1/2**に軽減

国際出願手数料　：**1/2**に軽減（1/2を特許庁が負担）

取扱手数料　：**1/2**に軽減（1/2を特許庁が負担）

出願審査請求料・特許料の減免申請方法

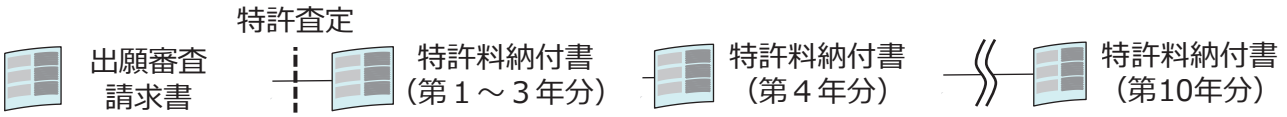

出願審査請求料の減免を受ける際には、【手数料に関する特記事項】に**減免を受ける旨**及び**減免申請書の提出を省略する旨**を記載します。

■特許料の減免を受ける場合
特許料納付書の【特許出願人】又は【特許権者】の欄に、【住所又は居所】又は【識別番号】、及び【氏名又は名称】を記載し、【特許料等に関する特記事項】に、**減免を受ける旨**及び**減免申請書の提出を省略する旨**を記載します。

■第１～３年分の特許料の全額免除を受ける場合
「特許料減免申請書」を提出してください（特許料納付書の提出は不要）。

（注意）
軽減を受ける場合は、特許料納付書に都度上記記載が必要になります。

料金減免申請時に、証明書類を提出する必要はありません。

申請人 → 出願審査請求書／特許料納付書＋特記事項への記入 → 特許庁

減免を受ける旨の記載内容、共同出願における審査請求書・納付書への記載方法など詳細な料金減免申請方法はこちら

（特許庁ホームページ）

地域団体商標

要件

以下のいずれかの法令の求める要件に該当するもの

地域未来投資促進法※1

※1　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の通称。
なお、 地域産業資源活用事業計画の計画期間が継続している事業者については、廃止前の中小企業地域資源活用促進法に基づき軽減措置を受けることが可能です。

以下Ⅰ. ～Ⅲ. のいずれも該当していること

Ⅰ.　地域未来投資促進法に規定される承認地域経済牽引事業者であること。

Ⅱ.　承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

Ⅲ. 承認地域経済牽引事業計画の実施期間内に出願するもの、
商標権の設定登録を受けるもの又は存続期間の更新登録の申請をするものであること。

福島特措法※2

※2　福島復興再生特別措置法の通称。

以下Ⅰ. ～Ⅲ. のいずれも該当していること

Ⅰ.　福島特措法に規定される商品等需要開拓事業の実施主体であること。

Ⅱ.　認定福島復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

Ⅲ. 商品等需要開拓事業の実施期間内に出願するもの、
商標権の設定登録を受けるもの又は存続期間の更新登録の申請をするものであること。

アイヌ施策推進法※3

※3　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の通称。

以下Ⅰ. ～Ⅲ. のいずれも該当していること

Ⅰ.　アイヌ施策推進法に規定される商品等需要開拓事業の実施主体であること。

Ⅱ.　認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標であること。

Ⅲ. 商品等需要開拓事業の実施期間内に出願するもの、
商標権の設定登録を受けるもの又は存続期間の更新登録の申請をするものであること。

措置内容

出願手数料 ・ 設定登録料 ・ 更新登録料　：いずれも**1/2**軽減

地域団体商標の軽減申請方法

軽減を受ける手続と同時に、軽減申請書と証明書類の提出が必要です。

地域団体商標登録願	＋	出願手数料軽減申請書	＋	証明書類	※証明書類や申請方法の詳細は表紙の二次元コード、各ページよりご確認ください。
商標登録料納付書	＋	登録料軽減申請書			
商標権存続期間更新登録申請書	＋	更新登録料軽減申請書			

※本冊子は「Aランク」のみを用いて作成しているため、「紙へのリサイクル可」